

大都市行財政制度特別委員会資料

- 1 地方分権の推進について
- 2 新たな大都市制度の検討について
- 3 平成21年度大都市税財源拡充要望の経過等について
- 4 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（素案）について

平成21年5月8日

都 市 経 営 局
行 政 運 営 調 整 局
共 創 推 進 事 業 本 部

1 地方分権の推進について

(1) 地方分権改革に関する国等の最近の動向及び今後の予定

ア. 国等の最近の動向

- 21年3月24日、政府が、地方分権改革推進委員会「第2次勧告（20年12月8日）」を受け、出先機関改革に関する今後3年間の検討スケジュール「出先機関改革に係る工程表」を策定。
＜資料1：出先機関改革に係る工程表＞

【主な内容】

- ・ 24年度からの新体制移行に向け、本年中を目途に地方分権改革推進計画（改革大綱）の策定を目指す。
- ・ 116項目の事務・権限の見直し、組織の改革、人員の移管等
- ・ 人員の移管等の仕組みを検討する「人材調整準備本部」を設置

- 21年4月24日、地方分権改革推進委員会が「国直轄事業負担金に関する意見」を政府へ提出。
＜資料2：国直轄事業負担金に関する意見＞

【主な内容】

- ・ 直轄事業の縮減（直轄国道や河川の地方移管の促進）
- ・ 透明性の確保・充実（負担金に関する地方への情報開示の徹底）
- ・ 負担金のあり方の見直し（維持管理費負担の廃止）

イ. 今後の予定

- 今秋までに、地方分権改革推進委員会が、地方税財政制度改革を中心とする「第3次勧告（最終勧告）」をまとめ、政府へ提出。
- 勧告を受け、政府が「地方分権改革推進計画」を策定・閣議決定。「新分権一括法案（仮称）」を国会提出。

(2) 本市を含む地方の主な取組

ア. 指定都市市長会

- 21年3月27日、地方分権改革推進委員会「第3次勧告」に向けて、「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第4次提言）」を発出。

【主な内容】

- ・ 地方税財政制度改革への提案
- ・ これまでの勧告への反映状況を踏まえた再提案
- ・ 国への監視機能を備えた「地方分権改革監視等委員会（仮称）」の設置

＜資料3：第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第4次提言）＞

- 「平成22年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」をとりまとめ、7月に、各市の市長・議長が共同で、関係省庁及び政党に対し要請。

【進め方】

- ・ 4月下旬～ 提案事項の調査（所管局長会議から提案事項候補を提出）
- ・ 5月下旬～ 提案事項の調整
- ・ 7月上旬 提案書の確定
- ・ 7月中旬～ 要請活動（各市が分担し、省庁・政党へ要請）

【参考：昨年度の重点提案】

- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 道路特定財源の一般財源化のあり方
- 5 国庫補助負担金の改革
- 6 地方交付税の改革
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

＜資料4：平成21年度国の施策及び予算に関する提案・重点提案＞

イ. 八都県市首脳会議

- 21年4月23日、第55回八都県市首脳会議にて、「地方分権改革の実現に向けた要求」を採択・発出。
＜資料5：地方分権改革の実現に向けた要求＞

ウ. 神奈川県地方分権改革推進会議

- 21年3月6日、「地方分権改革の推進に向けた提言」をまとめ、国へ提出。
＜資料6：地方分権改革の推進に向けた提言＞

2 新たな大都市制度の検討について

(1) 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会（通称：ビッグ3研究会）

ア. 活動実績

- 構 成 伊藤滋座長をはじめ7名の外部有識者委員
- 活動期間 平成20年9月～平成21年2月
- 研究会 全4回
- 提言書の提出 平成21年2月18日

イ. 提言書

「日本を牽引する大都市－『都市州』創設による構造改革構想－」

<資料7：提言書 概要・本文>

(2) 横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度創設の提案」 市民意見募集結果

ア. 実施概要

- 募集期間：平成21年3月5日～4月6日
- 募集方法：3つの設問への回答及び自由意見記入
- 周知方法：広報よこはま3月号掲載、リーフレット配布（6000部作成）、
ホームページなど <資料8：意見募集用リーフレット>
- 回答方法：回答用はがき、Eメール、FAX、ホームページ

イ. 結果概要

- 回 答 数：321人、1,193件（3つの設問への回答及び自由意見）
- 回答状況：資料9のとおり

<資料9：市民意見募集 集計結果>

(3) 今後の予定

市会との議論を重ねながら、本年度中に本市としての基本的考え方をまとめる。

3 平成21年度大都市税財源拡充要望の経過等について

(1)「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」の経過 《通称「青本」による要望》

ア 議長・市長による要望

要望月日	要望先	幹事市
11月10日	内閣府・総務省・財務省	福岡市

イ 税財政関係特別委員による要望（党派別要望）

要望月日	要望先	担当市
11月19日	公明党	神戸市
11月19日	日本共産党	京都市
11月20日	民進党	川崎市
11月26日	社会民主党	北九州市
11月28日	自由民主党	堺市

網かけ は本委員会委員による要望が行われたもの

ウ 幹事市の税財政関係特別委員長による要望

要望月日	要望先	幹事市
10月31日	衆・参両議院総務委員会	福岡市

(2)「青本」による要望に係る主な動き

ア 「道路特定財源の一般財源化のあり方」に関する国の動き

要望内容

道路特定財源の一般財源化にあたっては、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備、財源配分の状況なども踏まえ、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。

- ① 4月22日に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の一部改正案が国会で成立
- ② 「地方道路整備臨時交付金」を廃止し、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業に使用できる「地域活力基盤創造交付金」を9,400億円の規模で創設（うち8,000億円は道路整備事業費）
- ③ 21年度の国の予算において、地方への配分は、従来の配分額と同水準の1.3兆円を確保

イ 「国直轄事業負担金の廃止」に関する最近の動き

要望内容

現在、国が行っている事業で地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費を全額財源措置すること。

- 指定都市市長会
4月7日 「直轄事業負担金に関する緊急意見」を国土交通省、内閣府、総務省等に提出
- 全国知事会
4月8日 「直轄事業に関する意見交換会（全国知事会、総務省、農林水産省、国土交通省）」を実施
- 地方分権改革推進委員会
4月24日 「国直轄事業負担金に関する意見」を提出

参考 平成22年度「青本」による要望の予定

6月中旬～下旬	: 大都市行財政制度特別委員会
6月中旬～8月中旬	: 指定都市間での要望内容の調整・協議
9月中旬	: 要望内容の決定
10月上旬	: 幹事市議長・市長による要望 (要望先: 内閣府、総務省、財務省、各政党)
10月中旬～下旬	: 税財政関係特別委員長会議
10月中旬～11月下旬	: 幹事市税財政関係特別委員長による要望 (要望先: 地元選出の国会議員、衆・参総務委員会委員)
10月下旬～11月上旬	: 大都市行財政制度特別委員会
11月中旬～下旬	: 税財政関係特別委員による党派別要望 (要望先: 各政党役職者)

横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（素案）について

1 ガイドライン策定の目的及び位置付け

(1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営を、民間企業・NPO等を含む団体に委ねることを可能とする制度です。（地方自治法第244条の2）

市民サービスの向上と経費の節減等を目的として、平成15年度の地方自治法改正により導入されたものであり、従来の「管理運営委託」のような「契約」ではなく、「指定」という「行政処分」として位置づけられます。

各施設への指定管理者制度の適用には、条例改正が必要であり、また、指定管理者の指定には議決が必要となっています。

(2) ガイドラインの目的

指定管理者制度の運用に関する、本市としての原則・方針を提示することにより、公の施設の管理運営の持続的改善を進め、各施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することを目的とします。

具体的には、23年度（選定業務等は22年度中）に集中する第2期目の選定（509施設）に向けて、これまでの運用に際しての課題を検証し、今後の改善につなげることを目指します。

あわせて、3月30日に公表した、本市における公民連携事業の基本原則である「共創推進の指針」の理念を指定管理者制度の運用に反映していきます。

(3) ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、制度運用の原則を定めるものであり、各規定事項の実施にあたっての細目等については、各施設所管課が施設ごとに個別に決定します。

また、各施設所管課が説明責任を果たすことにより、各施設の特性に応じて、ガイドラインと異なる取扱いを行うことも可能とします。

2 ガイドライン策定に向けたこれまでの主な取組

- | | |
|-------|--|
| 9月～ | 指定管理者制度委員会での議論（4回：9月・11月・3月・4月）
施設所管課との議論 |
| 12月～ | 指定管理者に対するヒアリング調査
全912施設の運営状況調査 |
| 3月16日 | 都市経営・行政運営調整委員会で「ガイドライン(骨子)」を御報告 |
| 4月22日 | 都市経営・行政運営調整委員会で「ガイドライン(素案)」を御報告 |
| (同日) | 「ガイドライン(素案)」の公表及び意見募集の開始（23日～） |

3 指定管理者制度運用の状況

(1) 本市の「公の施設」の概況

	公の施設【約4,300】				
	直営【約3,370】		指定管理者制度【913】		
	法定【約530】	その他【約2,840】	区民利用施設【307】	市民利用施設【186】	その他施設【420】
主な施設例	市立学校(約530)	街区公園(約2,450) 港湾施設(約180) 保育所(108) 図書館(18)等	地区センター等(110) スポーツ施設(29) 福祉施設(147) その他区民利用施設(21)	文化施設(17) スポーツ施設(3) 福祉施設(33) 医療施設(5) 動物園(3) 公園(79) その他市民利用施設(46)	市営住宅(287) コンテナターミナル等港湾施設(133)

(2) 指定管理料等の支出状況 【609 施設対象】

年度	市の財政負担 ※	前年対比節減額
平成17年	158億 821万円	—
平成18年	141億8,751万円	△16億2,070万円

※ 平成17年度は委託料及び指定管理料。18年度は指定管理料。

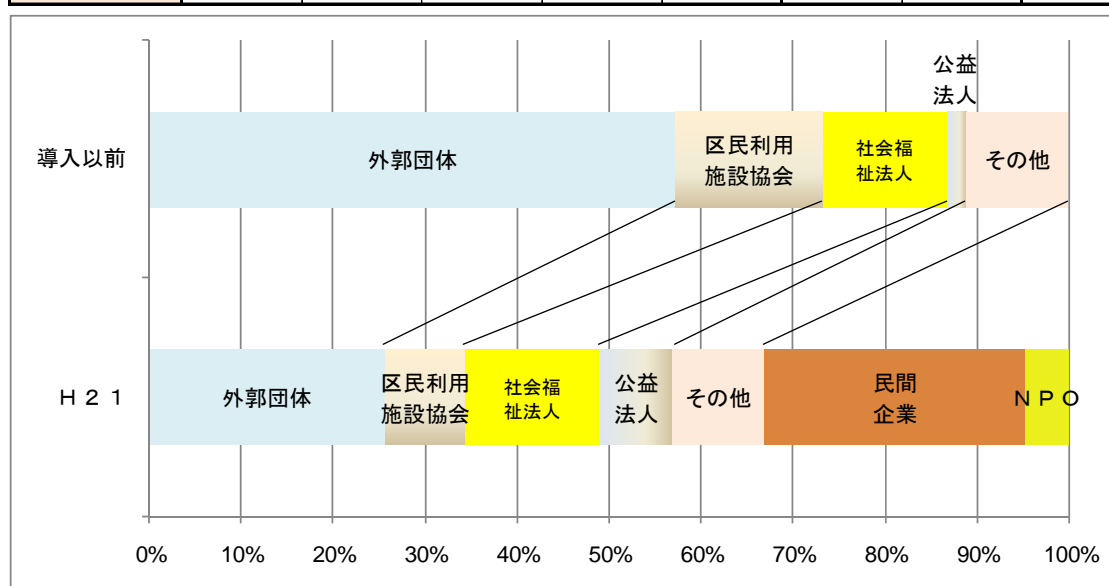
(3) サービス向上の事例

項目	具体的な施設の例、内容、効果等
① 土日電話相談の実施	・消費生活総合センター：土・日の電話消費生活相談（9：30～16：00）の開始（勤務体制の工夫により経費増を伴わずに実施）
② 託児サービスの実施	・栄スポーツセンター：地域のNPOと連携し、託児サービスを開始 その結果、子育て世代の利用者数が増加
③ 開館時間の延長	・11スポーツセンター：一部曜日に、1時間30分から2時間の延長 ・横浜国際プール：一部曜日における、深夜・早朝開館の実施 等
④ 自主事業の充実	・踊場地区センター：親子英語教室の実施 ・上郷地区センター：地裁職員を講師とした裁判員制度講座の開催 等

※ ③・④については、表の事例以外にも多くの施設で取組を実施

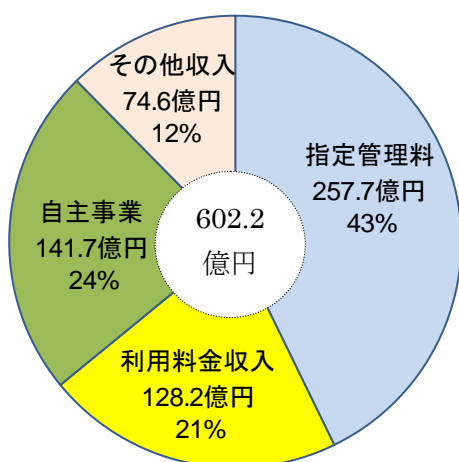
(4) 指定管理者の団体種別内訳

団体種別	従来から管理運営が可能であった団体					指定管理者制度導入により可能となった団体		合 計
	外郭団体	区民利用施設協会	社会福祉法人	公益法人	その他	民間企業	NPO	
指定管理導入以前 (割合)	439 (57.2%)	122 (15.9%)	105 (13.7%)	15 (2.0%)	86 (11.2%)	—	—	767 (100.0%)
H21 (割合)	234 (25.6%)	80 (8.8%)	134 (14.7%)	71 (7.8%)	92 (10.1%)	258 (28.3%)	44 (4.8%)	913 (100.0%)

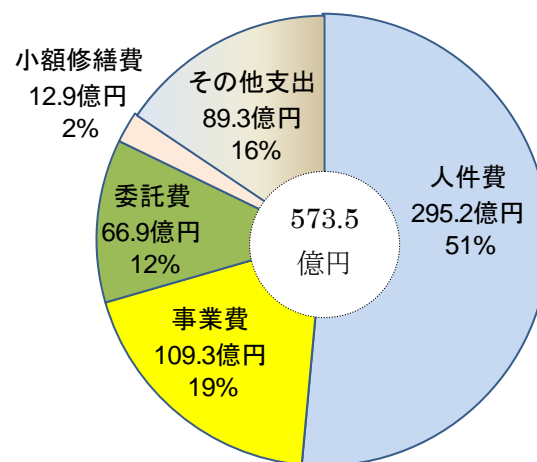


(5) 指定管理者制度適用施設の収支構造（平成 19 年度決算数値：888 施設）

平成 19 年度の収入



平成 19 年度の支出



(6) 指定期間別の施設数 (21年4月現在)

指定期間	施設数(割合)	主な施設例
5年超	4 (0.4%)	港湾病院(30年)、瀬谷公会堂(15年)、脳血管医療センター 介護老人保健施設(10年)、つたのは学園(10年)
5年	757 (82.9%)	—
4年以上5年未満	142 (15.6%)	年度途中に開設のケアプラザ・コミュニティハウス等
3年以上4年未満	8 (0.9%)	野毛山・金沢動物園等
2年以上3年未満	2 (0.2%)	浅間コミュニティハウス(2年) 中川ケアプラザ(2年11月)
合計	913 (100.0%)	

(7) 公募・非公募の概況 (21年4月現在)

	公募	非公募	合計	非公募の主な施設
指定施設数 (割合)	703 (77.0%)	210 (23.0%)	913 (100.0%)	ケアプラザ(92)、コンテナターミナル(64)、福祉保健活動 拠点(16)、公園(古民家・自然体験施設等)(11)、 地域療育センター(6)、集会所(5)、動物園(2)等

(8) 2期目の指定を実施する施設の年度別見込み数

H18	H19	H20	H21	H22	H23
11	2	2	327 ※	45	509

※ 21年度は、市営住宅(287施設)を含む

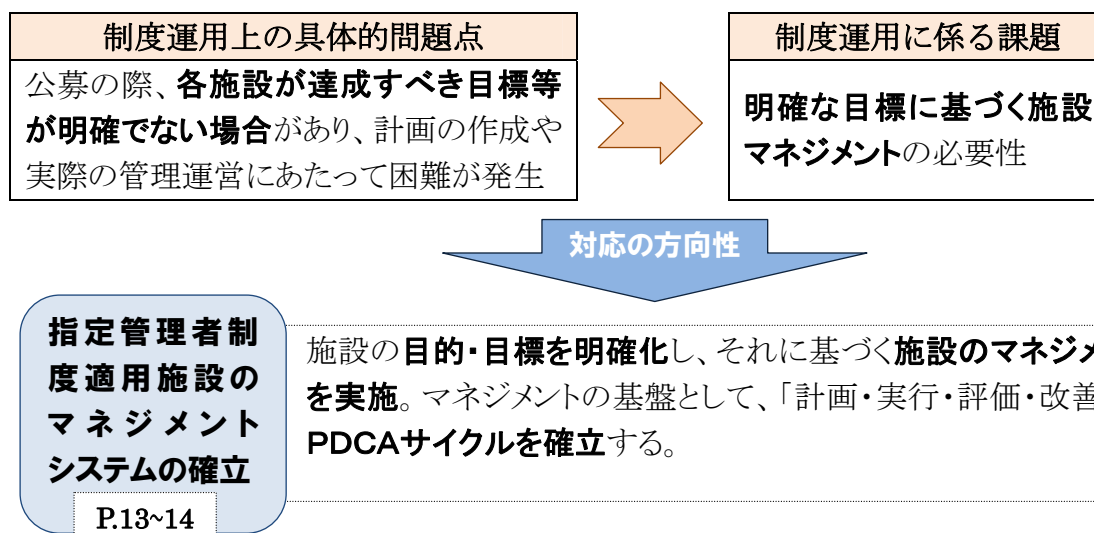
(9) 公募に対する応募倍率の変化

1期目		2期目
5.25倍		1.56倍

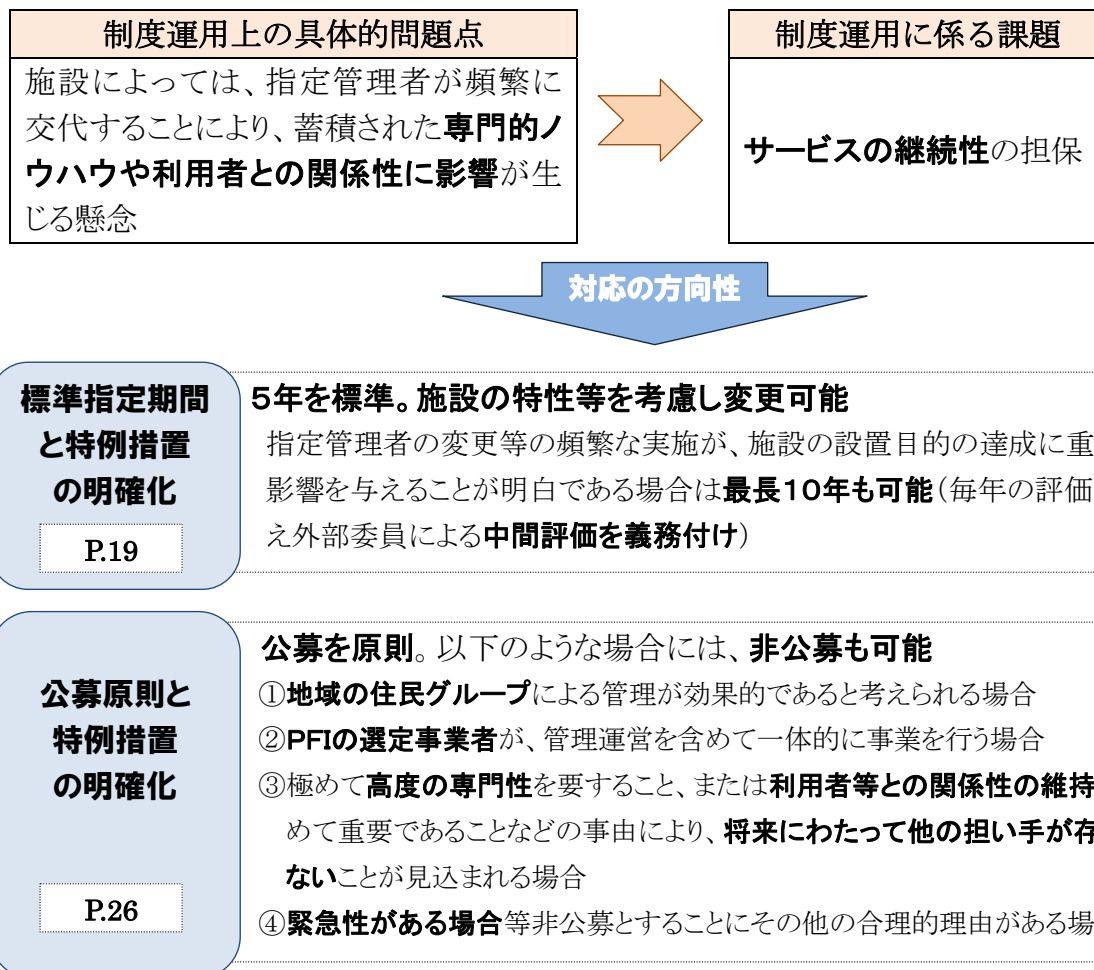
2期目の指定を実施済みの55施設(市営住宅を除く)中、公募を実施した32施設

4 ガイドラインの主な内容

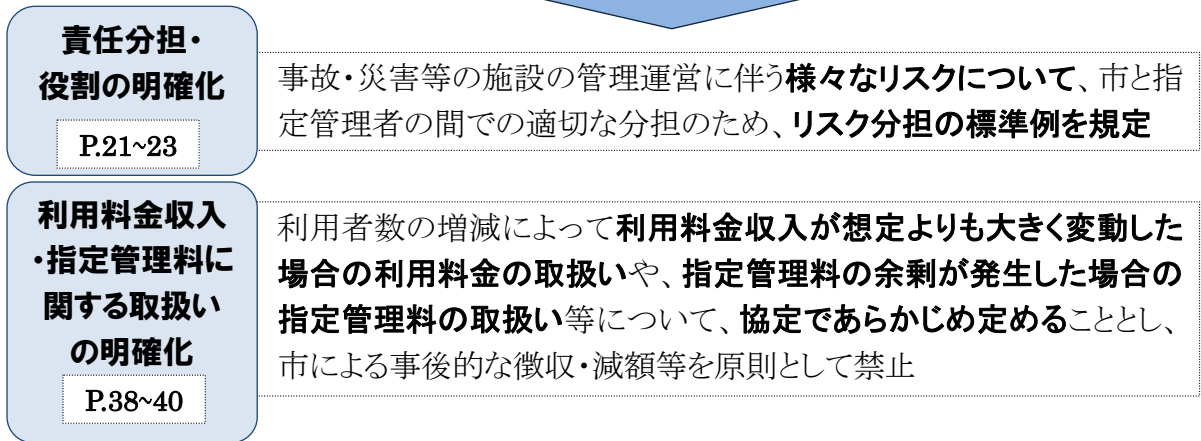
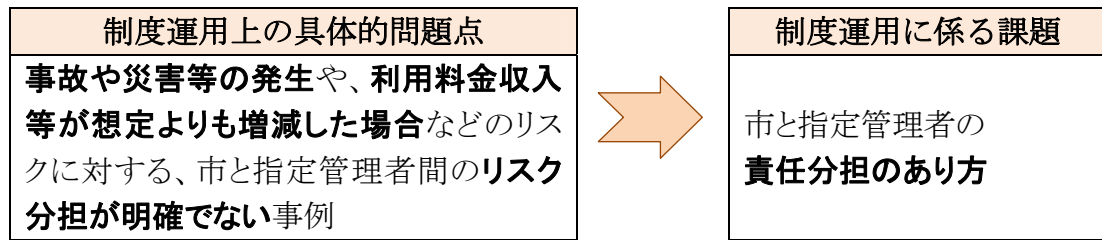
(1) 明確な目標に基づく施設マネジメントの必要性



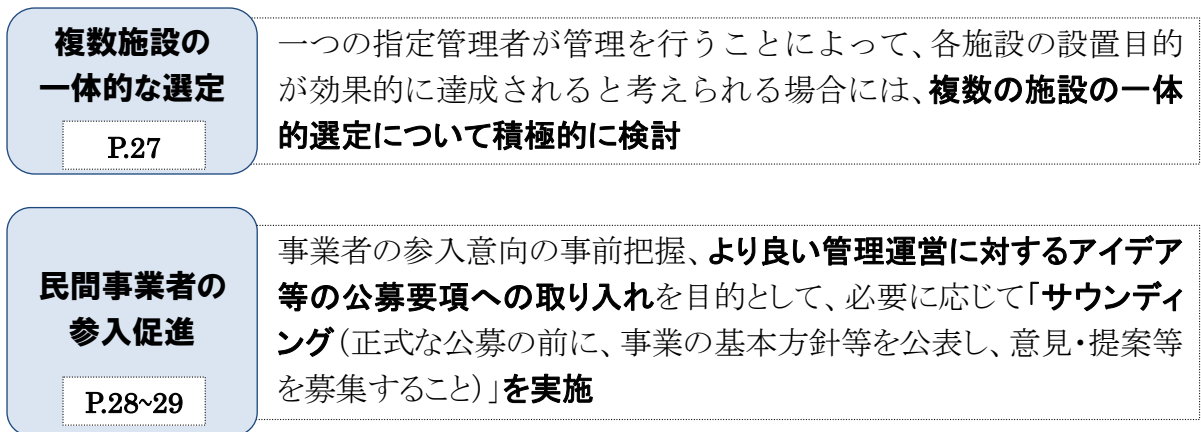
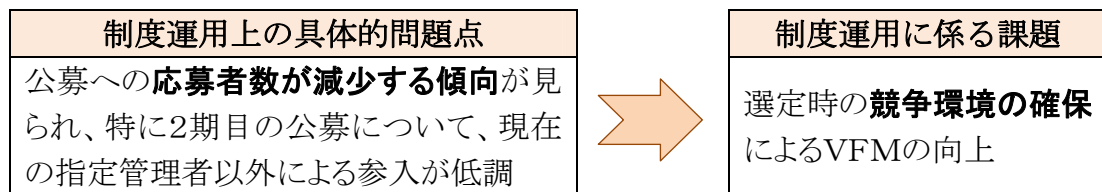
(2) サービスの継続性の担保



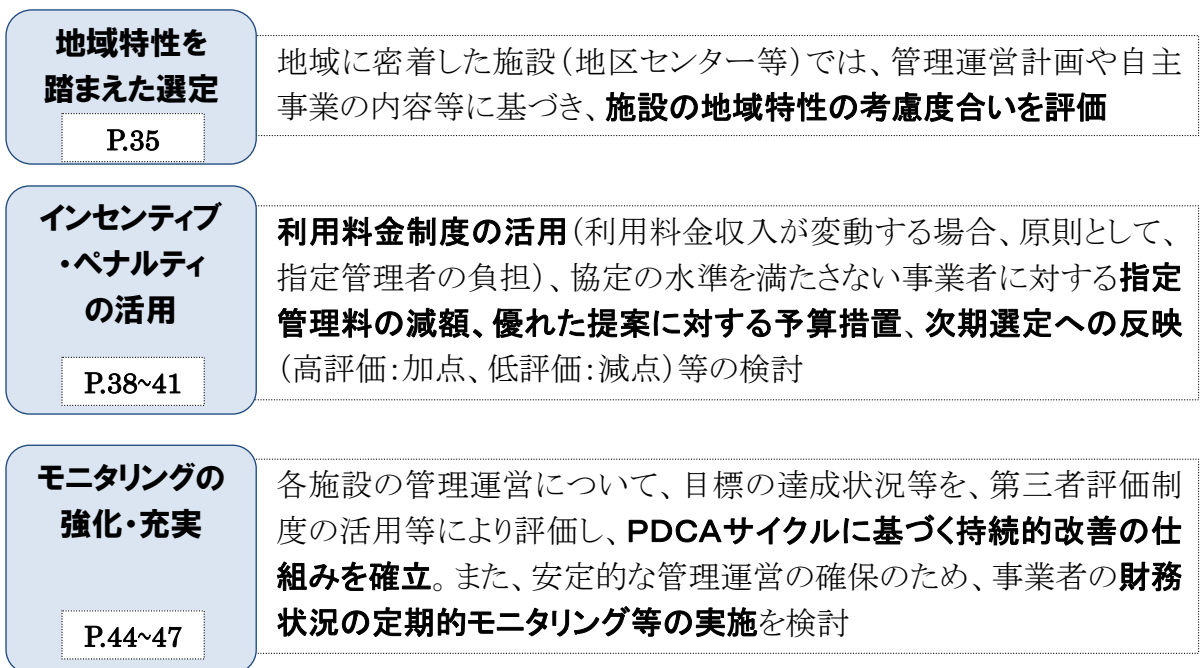
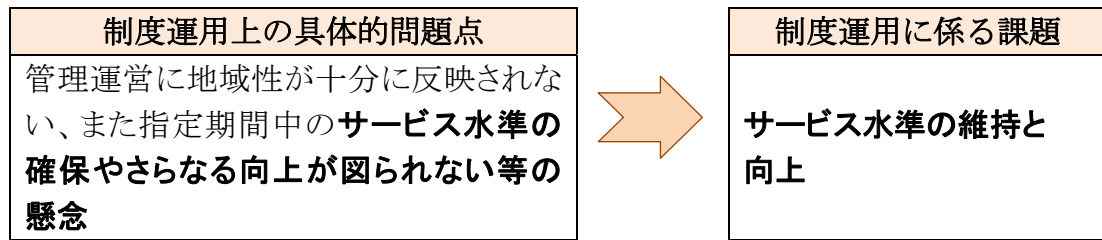
(3) 市と指定管理者の責任分担のあり方



(4) 選定時の競争環境の確保によるVFMの向上



(5) サービス水準の維持と向上



5 今後の予定

